

多古町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
28年度	15,046	6,110,903	626,164	1,227,546	20.1	18.7

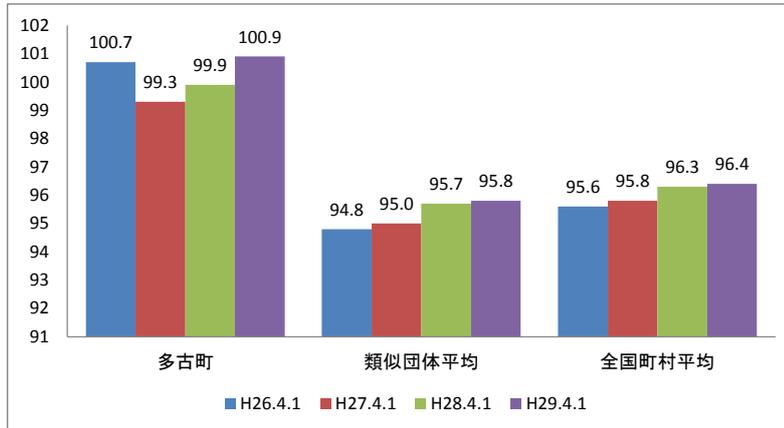
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たりの給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
	人	千円	千円	千円	千円		
28年度	155	536,236	69,975	201,363	807,574	5,210	5,590

(注)

- 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

国家公務員では高校卒業の職員が課長職以上になることは稀だが、本町では高校卒・短大卒の職員であっても職務遂行能力に応じて管理職に昇任している。そのため、高校卒・短大卒の職員に係るラスパイレス指数が国よりも高い水準となっており、このこともラスパイレス指数を引き上げる要因となっている。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
28年度	円 —	円 —	円 —	% —	% —	% —

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支給 月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
28年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月額である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しと同様に、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直しに取り組んだ。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直しを踏まえ、平均1.8%引き下げ。若年層については、引き下げずに高齢層について引き下げを実施。激変緩和のため、3年間(平成30年3月30日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国の基準における場合の支給割合及び多古町の支給割合)

国基準による支給割合 平成26年度の割合 0% 平成27年度の割合 0% 平成28年度の支給割合 0%
平成29年度の支給割合 0% 多古町の支給割合 0%

③その他の見直し内容

管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（29年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
多古町	40.3 歳	301,900 円	337,100 円	324,069 円
千葉県	41.7 歳	317,397 円	411,112 円	370,383 円
国	43.6 歳	330,531 円	- 円	410,719 円
類似団体	41.8 歳	305,019 円	350,984 円	330,200 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
多古町	45.8歳	4人	228,300 円	258,500 円	228,243 円	-	-	-	-
うち 用務員	45.8歳	4人	228,300 円	258,500 円	228,243 円	用務員	55.1歳	207,300 円	1.25
千葉県	52.9歳	497人	322,693 円	388,595 円	366,954 円	-	-	-	-
国	50.6歳	2,722人	286,833 円	- 円	328,360 円	-	-	-	-
類似団体	49.5歳	10人	282,555 円	307,288 円	295,055 円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
多古町	-	-	-
うち 用務員	3,623,754 円	2,818,600 円	1.29

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成26年から平成28年の3ヶ年平均)。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤労手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
多古町 (保育教諭)	39.6 歳	283,677 円	305,296 円
千葉県 (小・中学校)	41.5 歳	351,654 円	419,126 円
類似団体	38.8 歳	276,753 円	310,212 円

(注) 1 上記①及び②の多古町職員は、普通会計職員である。

2 「平均給料月額」とは、29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。(期末勤労手当を除く。)

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当、通勤等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（29年4月1日現在）

区 分		多古町	千葉県	国
一般行政職	大学卒	184,800 円	184,800 円	総合職 181,200 円
	高校卒	150,500 円	150,500 円	一般職 144,600 円
技能労務職	高校卒	141,600 円	141,600 円	- 円
教育職 <small>(町は保育教諭・県は小中学校)</small>	大学卒	178,200 円	206,900 円	- 円
	短大卒	161,700 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円

(注) 1 上記は、試験採用の初任給である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（29年4月1日現在）

区 分		経験年数10年以上-15年未満	経験年数20年以上-25年未満	経験年数30年以上-35年未満
一般行政職	大学卒	277,113 円	365,720 円	425,815 円
	高校卒	- 円	352,550 円	392,100 円
技能労務職	高校卒	- 円	246,075 円	268,150 円

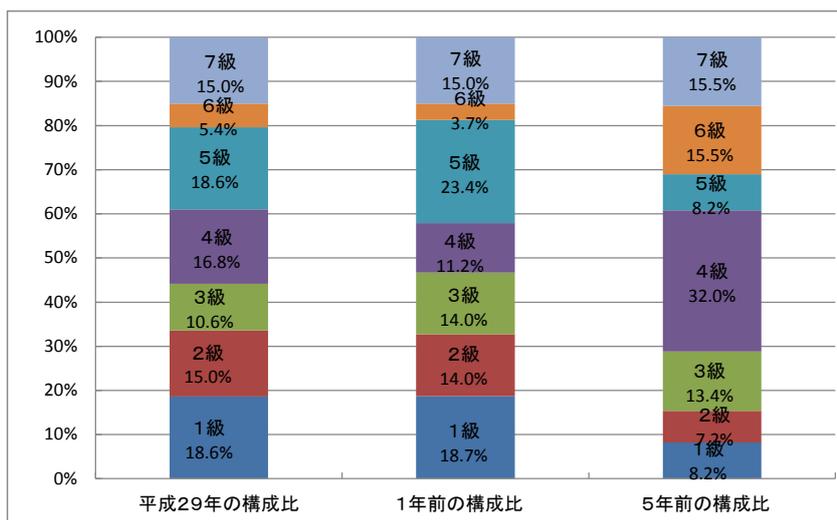
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（29年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事の職務	21 人	18.6 %	141,600 円	246,600 円
2 級	主任主事の職務	17 人	15.0 %	191,700 円	303,400 円
3 級	副主査の職務	12 人	10.6 %	227,900 円	349,200 円
4 級	主査補・係長の職務	19 人	16.8 %	261,100 円	381,800 円
5 級	総括係長の職務	21 人	18.6 %	287,100 円	392,200 円
6 級	主査の職務	6 人	5.4 %	317,700 円	409,400 円
7 級	主幹・所長・室長・課長の職務	17 人	15.0 %	361,800 円	444,100 円

(注) 1 多古町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成29年4月2日から平成30年4月1日までににおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		平成31年度		平成31年度	

4 職員の手当の状況（普通会計）

(1) 期末手当・勤勉手当

多古町	千葉県	国
1人当たり平均支給額(28年度) 1,378 千円	—	—
(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45)月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 役職加算5～20% 管理職加算15%・25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 役職加算5～20% 管理職加算10～25%

- (注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。
2 1人当たり平均支給額は、地方財政状況調査による。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成29年4月2日から平成30年4月1日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	平成31年度		平成31年度	

(2) 退職手当（29年4月1日現在）

多古町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置3%を上限とした割増	
1人当たり平均支給額	99 千円	20,320 千円			

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 退職手当の支給は、千葉県市町村総合事務組合の制度に基づく。

(3) 地域手当

(29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)			0 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
非支給地域	0 %	0 人	0 %
地域手当補正後ラスパイレ指数			100.9 %
(ラスパイレ指数)			100.9 %

(注) 地域手当は、医師のみ9%で存置している。

(4) 特殊勤務手当（29年4月1日現在）

支給実績(28年度決算)		- 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		- 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)		- %
手当の種類(手当数)		3
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務
防疫手当	検診、消毒等の処理作業に従事した者	感染症の患者の検診、補助作業若しくは消毒等の処理作業又は防疫措置の監督等の作業に従事したとき
危険作業手当	有害な薬剤の取扱いをした者	人体に有害な薬剤の取扱いをしたとき
行路死病人取扱手当	行路死者の処理作業をした者	行路死者同病人の処理作業に従事したとき
		左記職員に対する支給単価
		日額230円
		日額230円
		日額500円

(注) 上記は、普通会計において支給される特殊勤務手当である。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	30,065 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	199 千円
支給実績（27年度決算）	25,370 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	170 千円

(注) 上記は、地方財政状況調査による。

(6) その他の手当（29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	・配偶者10,000円 ・配偶者以外1人 子8,000円 子以外6,500円（配偶者なし）1人目 子10,000円 子以外9,000円 ・16歳～22歳までの子5,000円加算	同じ		13,237 千円	206,828 円
住居手当	・借家(家賃12,000円を超える場合)27,000円	同じ		2,908 千円	323,111 円
通勤手当	自家用車等(距離に応じて)2,000円～38,400円	異なる	支給区分、支給額の相違	11,985 千円	91,489 円
管理職手当	定額制 課長職47,700円 主幹33,400円	異なる	支給区分、支給額の相違	10,434 千円	549,158 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間に勤務したとき1時間につき給与額の135%を支給	同じ		63 千円	- 円
管理職特別勤務手当	課長職10,000円 主幹8,000円	異なる	支給区分、支給額の相違	130 千円	- 円
宿日直手当	一般の宿日直 4,200円	同じ		1,153 千円	- 円

(注) 支給実績は、地方財政状況調査による。支給職員数は、平成29年3月の員数とした。

5 特別職の報酬等の状況（29年4月1日現在）

区分		給料 月 額 等		
給料	町 長	785,000 円		
	副 町 長	644,000 円		
	教 育 長	565,000 円		
報酬	議 長	298,000 円		
	副 議 長	243,000 円		
	議 員	220,000 円		
期末手当	町 長	(28年度支給割合)		
	副 町 長	4.20	月分	
	議 長	(28年度支給割合)		
	副 議 長	3.00	月分	
退職手当	備 考	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町 長	785,000×在職月数×0.35	13,188千円	任期毎
	副 町 長	644,000×在職月数×0.25	7,728千円	任期毎
	教 育 長	565,000×在職月数×0.20	5,424千円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の0内は、減額措置を行う前の金額である
2 退職手当の「1期の手当額」は4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

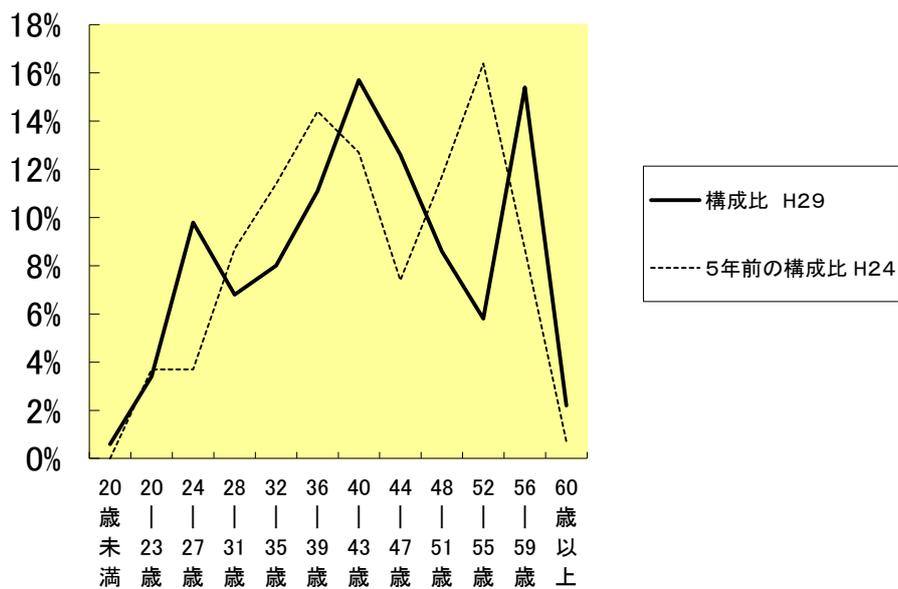
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成28年	平成29年		
普通 会計 部門	議会	3	3	0	
	総務	31	32	1	
	税務	13	12	△ 1	
	農水	9	9	0	
	商工	3	4	1	
	土木	12	13	1	
	民生 衛生	34	37	3	
	計	113	118	5	<参考> 人口15,046人 人口10,000人当たり職員数 78 人
	教育部門	38	37	△ 1	
	消防部門				
	小 計	151	155	4	<参考> 人口10,000人当たり職員数 103 人
会 公 計 営 部 企 門 業	病院	156	154	-2	
	水道	4	4	0	
	下水道	1	1	0	
	その他	12	11	-1	
	小 計	173	170	-3	
合 計		324 [359]	325 [358]	1 [5]	<参考> 人口10,000人当たり職員数 216 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	11人	32人	22人	26人	36人	51人	41人	28人	19人	50人	7人	325人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

区分 部門		24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	職員数	111	109	111	112	113	118	7 (6.3%)
教育	職員数	31	30	30	37	38	37	6 (19.4%)
消防	職員数							
公営企業	職員数	162	168	168	169	173	170	8 (4.9%)
計	職員数	304	307	309	318	324	325	21 (6.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は 実施収益	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 27年度の総費用に占める 職員給与費比率
	A		B	B/A	
28年度	千円 337,342	千円 △ 16,236	千円 20,190	% 6.0	% 6.7

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
28年度	人 4	千円 15,451	千円 1,159	千円 5,856	千円 22,466	千円 5,617

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、28年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(29年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
多古町	34.8 歳	278,475 円	290,446 円
千葉県	40.5 歳	301,213 円	391,688 円

- 1 「平均給料月額」とは、29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等のすべて、諸手当の額を合計したものである(期末勤勉手当を除く。)

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

多古町		団体平均(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(28年度)		1人当たり平均支給額(28年度)	
1,464 千円		1,299 千円	
(28年度支給割合)		(27年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.70 月分	2.60 月分	1.70 月分
(1.45)月分	(0.80)月分	(1.45)月分	(0.80)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（29年4月1日現在）

多古町			団体平均（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置3%を上限とした割増	
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	99 千円	20,320 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（29年4月1日現在）

支給実績(28年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		- 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
非支給地域	0 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当（29年4月1日現在）

支給実績(28年度決算)	- 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	- 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)	- %

オ 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	513 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	128 千円
支給実績(27年度決算)	170 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	43 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)
扶養手当	・配偶者10,000円 ・配偶者以外1人 子8,000円 子以外6,500円(配偶者なし)1人目 子10,000円 子以外9,000円 ・16歳～22歳までの子5,000円加算	同じ		312 千円	312,000 円
住居手当	・借家(家賃12,000円を超える場合)27,000円	同じ		- 千円	- 円
通勤手当	自家用車等(距離に応じて)2,000円～38,400円	同じ		151 千円	75,420 円
管理職手当	定額制 課長職47,700円 主幹33,400円	同じ		- 千円	- 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間に勤務したとき1時間につき給与額の135%を支給	同じ		- 千円	- 円
管理職特別勤務手当	課長職10,000円 主幹8,000円	同じ		- 千円	- 円
宿日直手当	定額制 1回2,850円	異なる	支給額の相違	439 千円	48,800 円

*平成21年度機構改革により管理職手当は、一般会計より支出

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は実質収支	職員給与費	総費用に占める職員給与費比率	(参考)
	A		B	B/A	27年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
28年度	2,080,607	△ 119,300	896,549	43.1	41.7

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
28年度	152	529,154	166,701	200,694	896,549	5,898

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、29年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(29年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
医師	47.2 歳	551,940 円	1,158,978 円
看護師	42.8 歳	300,850 円	370,127 円
医療技術職	40.3 歳	293,551 円	334,086 円
県 医師	46.7 歳	536,191 円	1,201,371 円
看護師等	38.7 歳	322,002 円	418,595 円

- 1 「平均給料月額」とは、29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等のすべて諸手当の額を合計したものである(期末勤勉手当を除く。)

ア 期末手当・勤勉手当

多古町		団体平均(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(28年度)		1人当たり平均支給額(28年度)	
1,320 千円		1,299 千円	
(28年度支給割合)		(28年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.70 月分	2.60 月分	1.70 月分
(1.45)月分	(0.80)月分	(1.45)月分	(0.80)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(29年4月1日現在)

多古町			団体平均(一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置3%を上限とした割増	
1人当たり平均支給額	5,992 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	99 千円	20,320 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)		6,676 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		667,596 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
非支給地域	0 %	0 人	0 %
非支給地域(医師)	9 %	10 人	- %

エ 特殊勤務手当(29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)		33,773 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		351,802 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)		63.2 %	
手当の種類(手当数)		8	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医務手当	病院に勤務する医師	医師	月額170,000円以内
放射線取扱手当	レントゲンの操作に従事する技師及び助手	技師長・技師	月額9,000円以内
検査作業手当	検便、検尿等の作業に従事するもの	技師長・技師	月額7,200円以内
夜間看護手当	看護師、准看護師、看護助手及びケアワーカーが正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等に従事したとき	看護師・准看護師・看護助手・ケアワーカー	看護師・准看護師 1回6,000円 看護助手・ケアワーカー 1回4,500円
待機手当	訪問看護ステーション及び在宅介護支援センターに勤務する職員で利用者からの緊急連絡に対処するため、正規の勤務時間外、祝日法による休日及び年末年始の休日において待機したとき	看護師・准看護師	1回 平日1,000円 1回 土曜日・日曜日・休日2,000円
薬剤取扱手当	薬剤の取扱いに従事する薬剤師	薬剤師	月額9,000円
呼出手当	病院に勤務する医師で正規の勤務時間以外、並びに祝日法による休日及び年末年始の休日に呼出をうけて患者の診療を行ったとき	医師	一回あたり10,000円以内
救急診療手当	病院に勤務する医師で正規の勤務時間以外、並びに祝日法による休日及び年末年始の休日に患者の救急診療を行ったとき	医師	患者1人あたり3,000円以内

オ 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	17,738 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	241 千円
支給実績(27年度決算)	15,744 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	221 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（29年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	・配偶者10,000円 ・配偶者以外1人 子8,000円 子以外6,500円（配偶者なし）1人目 子10,000円 子以外9,000円 ・16歳～22歳までの子5,000円加算	同じ		9,374 千円	194,615 円
住居手当	・借家(家賃12,000円を超える場合)27,000円	同じ		4,775 千円	289,421 円
通勤手当	自家用車等(距離に応じて)2,000円～38,400円)	同じ		16,142 千円	123,142 円
管理職手当	定額制 病院長150,000円 副院長80,000円 課長職47,700円 医局長40,000円 技師長・総看護師長32,000円 主任医長25,000円 看護師長15,000円	異なる	支給区分・支給額の 違い	7,675 千円	383,627 円
初任給調整手当	医師306,000～47,500円	異なる	支給区分 の違い	30,106 千円	3,345,133 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として10時から午前5時までの間勤務したとき1時間につき給与額の25%を支給	異なる	支給区分 の違い	8,943 千円	133,648 円
宿日直手当	一般の宿日直5,700円 医師30,000円	異なる	支給区分 の違い	10,416 千円	984,217 円